

●香川県告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年9月11日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 解除に係る保安林の所在場所
綾歌郡綾川町粉所西字一ツ橋乙265番12、乙265番15、乙265番18、乙265番31
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅